

議案第95号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に係る手数料に関する規定を定め、併せて旅館業法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置）

3 令和6年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。

別表第1の12の項中「又は第3条の3」を「、第3条の3又は第3条の4」に改め、同表の125の9の項の次に次の1項を加える。

|            |   |                    |   |          |
|------------|---|--------------------|---|----------|
| 125<br>の10 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の7第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査 | マンション管理計画変更認定申請手数料 | 申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額<br>1 2以外の場合 (1) から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額<br>(1) 管理組合の運営の基準に係る事項<br>4,800円<br>(2) 管理規約の基準に係る事項<br>4,000円<br>(3) 管理組合の経理の基準に係る事項<br>4,600円<br>(4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項<br>9,800円<br>(5) その他の基準に係る事項<br>2,900円<br>(6) (1)から(5)までに | 認定申請のとき。 |
|------------|---|--------------------|---|----------|

掲げる事項以外の  
もの

2,000円

2 変更する長期修繕  
計画の数が2以上で  
ある場合 (1)から(6)  
までに掲げる区分に  
応じ、次に掲げる額  
を合算した額

(1) 管理組合の運営  
の基準に係る事項  
1(1)に掲げる額  
に、1を超える当  
該長期修繕計画の  
数に2,600円  
を乗じて得た額を  
加算した額

(2) 管理規約の基準  
に係る事項 1(2)  
に掲げる額に、1  
を超える当該長期  
修繕計画の数に2,  
600円を乗じて  
得た額を加算した  
額

(3) 管理組合の経理  
の基準に係る事項  
1(3)に掲げる額  
に、1を超える当  
該長期修繕計画の  
数に2,800円  
を乗じて得た額を  
加算した額

(4) 長期修繕計画の  
作成、見直し等の  
基準に係る事項  
1(4)に掲げる額に、  
1を超える当該長  
期修繕計画の数に  
5,200円を乗

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | じて得た額を加算した額<br>(5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1, 700円を乗じて得た額を加算した額<br>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額 |
|--|--|--|--|

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の125の9の項の次に1項を加える改正規定 令和5年10月31日
- (2) 附則第1項に見出しを付する改正規定及び附則第2項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定 令和6年3月1日
- (3) 別表第1の12の項の改正規定 規則で定める日